

会 議 録

会議名 (審議会等名)	川西市男女共同参画審議会 第1回 プラン改定作業部会		
事務局 (担当課)	市民生活部 市民環境室 地域・相談課 (内線2425)		
開催日時	平成24年2月21日(火) 18時30分~20時30分		
開催場所	川西市役所 4階 庁議室		
出席者	委員	上杉孝實委員 高島進子委員 中井成郷委員 西尾亜希子委員 山本眞佐美委員 和田聡子委員 (五十音順)	
	その他		
	事務局	市民環境室長 仲岡博明 地域・相談課長 小倉 光 同主査 田中 肇 同囑託職員 赤松京子 (指定管理者)男女共同参画センター長 三井ハルコ	
傍聴の可否	可	傍聴者数	1人
傍聴不可・一部不可 の場合は、その理由			
会議次第	議題1 第3次「川西市男女共同参画プラン」の素案について 議題2 その他		
結果	別紙のとおり		

審 議 経 過

(司 会) 市民環境室長 仲 岡 博 明

【部会長】皆様、こんばんは。まだまだ寒い中、また夜遅い中、お集まりいただきましてありがとうございました。ではこれより、まだまだ未熟なんですけども、部会長、作業部会の長を仰せつかりましたので、真摯に進めたいと存じますので、皆様ご協力お願いいたします。

それでは、今日は事前にお送りいただきました、第3次川西市男女共同参画プランの素案について、皆さんにご議論をいただくということにいたします。当部からですね、本日を含めまして、計3回の開催を予定しております。またプランの基本目標につきましては、先の全体会のご意見を踏まえて、事務局の方がお忙しい中いろいろと加筆修正を加えていただいております。今回1回目ということなんですけれども、たたき台の12ページと13ページの間にございます施策の体系案、こちらをご覧くださいませでしょうか。前回、こちらの体系案を皆さんに事前にお配りいただきまして、検討したところ、いろいろと皆さんご意見が出たということで、ずいぶん書きかえられているところがございます。今日はですね、こちらの施策の体系案がしっかり整っていないと、参画プランは成り立ちませんので、一応こちらの基本目標、基本課題、施策の方向という、特に基本目標ですね、基本理念もです。基本理念、基本目標、基本課題のところでは加筆修正、踏襲できるところ、この辺を主に最初、優先的にご議論いただきまして、だいたいこれでいだろうということになりましたら、順に基本目標1、基本目標2の方に進んでいきたいと思っております。

それで、第2回目にクローバーの会の方が来ていただけるということですので、主にDVの、こちらの施策体系案では今日は6番ということになってますけれども、こちら、川西市の独自のあらゆる暴力のDV問題ということで、かなり川西らしさを出すためにも、クローバーの会の方のご意見、非常に参考になるかと思っておりますので、来月の第2回目はクローバーの会の方にも入っていただき検討を進めたいと思っておりますので、そのような進め方で皆さんに協議していただくこととなりますけれども、これに対してご意見、皆さんよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

【部会長】それでは今から素案について事務局に先にご説明いただきまして、それから皆さんと議論していきたいと思っております。それでは事務局の方よろしくお願いいたします。

【事務局】そうしましたら私の方からご説明をさせていただきたいと思っております。12ページの横にありますA3の施策の体系案をご覧ください。前回の全体会議では基本理念につきまして、いろいろご意見をいただきまして、もう少し男女共同参画とわかる理念にした方がいいというご指摘がありましたし、基本目標につきましては、「づくり」というのでは、どういうことをやっていくのかということが不明確であるというふうなご意見もありましたし、特に男女共同参画の意識づくりというのは、20年ほど前の目標でありますので、ちょっと後退したような感じがしますというふうなご意見もありました。また、推進とか促進とか充実というような言葉の使われ方がいろいろあって、その違いがはっきりわからないというご意見もいただきましたので、できるだけその辺を整理しながら修正案を作成させていただきました。

まず、基本理念ですけれども、前回は「女性も男性も、自分らしく、いきいきと暮らせるまちづくり」ということでしたけれども、いただきましたご意見をもとにしまして、今回考えてきましたのが「女性も男性も、お互いの尊厳を大切に思い、家庭・地域・職場の喜びと責任を分かち合いながら、いきいきと暮らすことのできる男女平等社会の実現」としております。次に、基本目標ですけれども、前回は五つでしたけれども、修正案では六つということにしております。増えました理由としましては、前回の基本目標1が「男女共同参画の意識づくり」ということでしたけれども、これを二つに分けて、基本目標の1では「男女共同参画についての理解の促進」としまして、基本目標の2では「女性のエンパワーメントの推進」ということで、分けたことによりまして二つに増えております。

それと「推進」と「促進」の使い分けについてですけれども、「推進」は市自らが推し進める場合に使用しまして、「促進」は市民の方などに推し進めていただくと、それを市が促していくというふうな場合に使うというような考えで使い分けをさせていただいているつもりですけれども、前回はその辺が曖昧でしたし、今回もそれが徹底されていない面もあるかと思っておりますので、またお気づきの点がございましたら、適宜ご指摘をいただければというふうに思います。また、「充実」という言葉につきましては「整備」よりもさらに進んだ段階であるというふうに考えておりますけれども、今回はできるだけ他の言葉に置き換えるように努めました。やっぱり「充実」の方がええやないか、というようなご意見がありましたら、またどしどしいただければと思います。

次、基本目標1の基本課題1についてですけれども、前回は「男女共同参画に関する広報・啓発の充実」でしたけれども、今回は「広報・啓発活動の推進」に改めております。その施策の方法につきましては二つありまして、一つは「男女共同参画に関する情報収集・提供の推進」でしたけれども、人権施策の中で男女共同参画施策についても推進していくことの必要性についてご指摘がございましたので、「人権行政推進プラン等を活用した人権確立への取り組みの推進」に改めております。もう一つの課題であります「男女共同参画に関する教育の推進」につきましては変わりはありません。

次に、基本目標の2ですけれども、「女性のエンパワーメント」です。基本課題の3につきましては、「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」、以前はそうやったんですけれども、今回は「参画の促進」という文言に変えております。その施策の方向の2につきましては、新たに「NPO」という文言を入れまして、「自治会・コミュニティ・NPO等における女性役員の登用促進」としてあります。基本課題の4「さまざまな分野における男女共同参画の推進」につきましては変わりありません。

続きまして基本目標の3につきましては、前回は「男女の働きやすい環境づくり」でしたが、今回は「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進」に改めております。その基本課題につきましては三つございまして、5番の「働く場における男女共同参画の推進」につきましては、「実現」という言葉であったのを「推進」に替えております。6番の「男女共同参画の視点によるワーク・ライフ・バランスの推進」につきましては、経済優先の視点ということではなくて、男女平等の視点でというふうなことを強調するために「男女共同参画の視点による」という文言を加えています。7番の「働く場における暴力の根絶」は変わりありません。

基本目標の4につきましては、前回は「生涯にわたる男女の健康づくり」でしたが、今回は「男女が安全で安心して暮らせる環境づくり」に改めております。基本課題の8についてですけれども、ここは前回は「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の確立」だったんですけれども、専門的な文言でありますので、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」という

言葉を除きまして、現行プランと同じ文言であります「性と生殖に関する健康の増進と権利の擁護」に変えております。基本課題の9につきましては、前は「ライフスタイルに応じた健康づくりの支援」でしたが「ライフステージに応じた健康づくりの支援」に改めております。10番目の「さまざまな暴力の根絶」につきましては変わりございませんが、施策の方向で「ストーカー行為・性犯罪の防止、売買春の禁止の促進」に加えまして、新たに「高齢者虐待の防止の促進」を追加しております。

基本目標の5につきましては、前は「施策推進と進行管理を行う体制づくり」でしたが、今回は「男女共同参画施策の推進と進行管理」に改めております。基本課題の11は「男女共同参画の施策推進体制の整備」としまして、「充実」を「整備」に改めております。12番の「市民参画の体制整備」につきましては変わりございませんが、前回三つありました施策の方向につきましては、いただいたご意見に基づきまして、「市民による施策推進状況評価の仕組みづくり」を削除しております。

最後になりますけれども、基本目標6につきましては、前は「性をめぐる暴力のない社会づくり」でしたけれども、「性をめぐる」という表現の妥当性はどうかというふうなご意見がありましたし、DV計画は基本課題よりも基本目標にあげた方がいいというふうなご意見が多数ありましたので、基本目標としまして「配偶者等からのあらゆる暴力の根絶（川西市配偶者等からの暴力対策基本計画）」に改めております。基本課題につきましては、全部で五つ設定してありまして、上から順番に「DV防止に向けた啓発・教育の推進」、「相談体制の整備」、「被害者の安全確認」、「被害者の自立支援」、「推進体制の整備」としてあります。この6章につきましては、今回のたたき台の中で具体的な内容を盛り込むことができませんでしたので、次回3月22日の第2回プラン改定作業部会までには、事務局のたたき台をお示しさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。簡単ですけれども、以上で施策の体系案につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【部会長】ありがとうございました。それでは、ただ今の事務局の説明についての質疑・意見ございましたら、よろしくお願いいたします。

【委員】まず基本理念のことなんですけど、「女性も男性もお互いの尊厳を大切に思い」というのはちょっと弱いんじゃないかなと思うんですね。「大切にし」ということはよく言うんですけども、「大切に思い」という「思い」だけでは弱いんじゃないかということと、それから、「お互いの尊厳」でいいのかどうか、ちょっとそこは私も迷ってるんですが、普通「個人の尊厳」という言い方をするんですよね。女性も男性も一人一人の人間として、その尊厳を大事にされるというのが本質だと思いますので、そういう意味も入ってるんだろうと思うんですが、普通は、「女性も男性も個人の尊厳を大切にし」とか「一人一人の尊厳を大切にし」とか、そういうものが本当だろうなと思うんです。ただ、そこはお互い分かるかなと思ったりもするんですけども、ちょっとそのあたりが気になりましたので、せっかく直していただいたのですが。

どうしても「お互いの」と入れたければ、「お互いの人間としての」とか「個人としての尊厳」とかいろんな表現の仕方はあると思うんですけどね。

【委員】前にされたかもしれないんですけども、「女性も男性も」というのは、これは女性から始まるべきなんですか。

【委員】いや、多分これはあれでしょう、意識して。

【委員】意識して逆に持って来ると。

【委員】つまり、男性が先になっていることが圧倒的に多いものだから、意識して多分これは。

【事務局】そうですね。

【委員】そうでしょう。

【事務局】施策の方向なんかでも、だいたい女性、男性。

【部会長】男女共同参画プランではこういう書き方を・・・。

【委員】するんですか。

【委員】さすがに「男女」というところだけは、「女男」とはあれしてない。

【部会長】そこだけは・・・。

基本理念のところは、今皆様いろいろご意見賜ってますけれども、長さとしてはいかがですか。このくらいの長さでもいいか、もうちょっと短くとか、ご意見をお願いします。

【委員】ちょっと長いかなと思いますね。

【委員】「女性も男性も」・・・。

【部会長】今おっしゃった、そうですね、女性も男性もと、最後に「男女平等社会」が出てきますから。これは、別に・・・。

【委員】そうですね。

【部会長】「個人の尊厳」から始っても。

【委員】ええ。

【委員】「お互いの尊厳を大切に思い」というのは、おそらく事務局が、みんなにわかりやすい日常的な言葉で、というふうな気持ちで書かれたんだと思いますけど、やっぱり基本理念としては、先ほどの委員の言葉の方が明確だと思います。

【部会長】「思いを大切にし」という「思い」をちょっと・・・。

【委員】それから、やっぱりこだわったらいかんのですけれど、「家庭・地域・職場の喜びと責任を分かち合う」、責任を分かち合うというのはよく言うんですが、「家庭・地域・職場の」確かに喜びというのはあるだろうと思うんですが、ちょっと「喜びと責任」というのが対でいいのかどうかというあたりですよ。難しいなと思いつつながら……。責任だけではちょっと重いからということで、多分「喜び」もね、入れられたと思うので。意図はわかるんですけども。喜びと責任……。

【委員】それぞれに苦楽があるよという、それをお互いに分かち合い、ということが言われたかったですよね。

【事務局】そうです。

【部会長】もうバサッと、「大切に」の次、「思い」からですね、「職場の」、これ、全部社会のことになっているので、もう全部、「個人の尊厳を大切に、喜びと責任を分かち合い」とか、そこまで切って、「家庭・地域・職場」まで細かく言わなくてもいいような気がするんですけど。後で「男女平等社会」というのが出てきてるので。そうすると何かよさそうですね。

【事務局】では短くするということですね。

【部会長】はい。なんとなく、「個人の尊厳を大切に、喜びと責任を分かち合いながら生き生きと暮らすことのできる男女平等社会の実現」くらい、まあ、雰囲気なんですけれど。

【委員】だけど、「家庭、地域、職場」というのはワーク・ライフ・バランスの気持ちが入ってるんだと思うんですね。だから、どれも欠かせないで、女性も男性もこの三つの分野をやっぱり生活の場として、トータルに生活の場として、だから、「家庭・地域・職場」はあった方がちょっとはつきりするかなと。だけど、「喜び」はいらくないですね。「個人の尊厳を大切に、家庭・地域・職場の責任を分かち合いながら」でいいと思うんですけど。「生き生きと暮らすことのできる男女平等社会の実現」。

【部会長】責任だけこう、プラスのことも分かち合いたいから、わかるんですけどね、これで。

【委員】そのあとに、「生き生きと暮らすことのできる」というプラスの言葉は入っているな、というのは思ってるんですけど、ただ本当に「責任」という言葉だけになると、ちょっとつらい、重たく感じます、確かに。

【委員】「生き生きと」があるから、「喜び」は取ってもいいじゃないですか、と思いますけど。責任はやっぱり必要ですしね。

【部会長】それはもちろんそうですね。

【委員】家庭・地域・職場の責任を分かち合い、それでみんな元気で暮らす。

【部会長】「家庭・地域・職場」ちょっとやはりこだわった方がいいと。残しますか。

【委員】それとも基本理念だから要らないんでしょうか。あとでしつこく出てくるから。

【部会長】そういう考え方、どちらがいいんですかね。あんまり理念というのは長すぎるとあれかなという気がしますが。

【委員】そうすると、「大切にし、責任を分かち合いながら」というところにつながるわけですか。

【部会長】そうですね。

【委員】「尊厳を大切にし、責任を分かち合いながら」

【部会長】「各々の責任」とかもちょっと言いますよね。

【委員】「思い」を「し」にするというところまでは気がついてたんですけど、そうですね、どうなんでしょう。

【部会長】「家庭・地域・職場」を残すか。

【委員】そうですね、「責任を分かち合いながら」だと、これは社会での責任を分かち合いながらという理解になりますよね。そうするとぼやけると言えばぼやけるんですよ。

【委員】「家庭・地域・職場」の三つを男女が本当に平等に分かち合うということなんですよね。だから、私は、やっぱりあった方が、まあ、またあとで、基本目標で何度も出てくるんですけどね。それともいっぺんに出すのが目をむいているみたいなんだったら、別にいいですけど。

【委員】逆に、「お互いに、個人の尊厳を大切にし」という、これは必要なんですかね。いきなり、「家庭・地域・職場での」とか、「職場の責任を分かち合いながら」とはいかないですか。やっぱりこの、「個人の」とか「一人一人の尊厳を大切にし」というのは必要ですか。

【委員】たぶん、男女共同参画と言った時に、今までの一般的なとらわれから、もっとその、いわば「個性は性を超える」というやつですね、スローガンとしてはね、そういうニュアンスをどう出すかという問題だろうと思うんですけども。表現はいろいろな仕方があるとは思いますが、「責任を分かち合い」というのがいきなり入って来て、ちょっとその辺が。

【委員】ワーク・ライフ・バランスの方が強調されすぎることなんです。

【部会長】少し頭を柔軟にして、今は、「家庭・地域・職場」を残す・残さないはちょっと少しペンディングしておきまして、だいたい少しすっきり目にしようということで、次は基本目標の方を、

これをするとこれ要らないとか、またなって来るかもしれませんので。

基本目標は、今回は前回の五つから六つにふえまして、こちら、1から6、前の「づくり」から随分と変わりました、「推進」とか「促進」の意味合いも事務局からご説明ありましたので、それを踏まえまして、この六つでいけるかどうか。もしくは、これとこれは一緒になるよとか、皆さん、積極的にどんどんご発言くださいませ。

【委員】基本目標5番の、「男女共同参画施策の推進と進行管理」、この「進行管理」というのはよく使われる言葉なんですか。ちょっとこのあたり、知らないんですけど。

【事務局】基本目標で「進行管理」という言葉を遣っているところは、私が調べたところでは、他市にはなかったです。それをあえてちょっと入れたいなというふうに思いまして入れているんですけども、それは、今までの川西市のプランの中の具体的施策とか主な指標というのは非常に数が多い訳なんですけれども、じゃあその中で具体的な数字を挙げているのはいくつあるかという、審議会の女性の登用率、最終目標が40%、その一点だけですので、なかなかそういう意味では進行管理がしにくいなと思っています。そういう意味で、今回はたたき台の最後の方に少し「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度であるとか、そのパーセンテージを何%にするとか、そういうふうな目標をちょっと掲げてはどうかということで、一部入れてるんですけども、そういうことありまして、わざとと言いますか、「進行管理」というのを入れています。以上です。

【委員】「進行管理」という言葉は、行政でよく遣う言葉ではあるんだけど、ただ、こういう目標にまであがってきたというのは珍しいですよ、確かにね。普通だと、「男女共同参画施策の推進体制の整備」とか、そういうところで止まるんですけども。

【部会長】かなり「やる気」が見えますけれども、ここまでするぞと。徹底感が見えますよね。

【事務局】今までは、結局、目標を持って、進捗状況の把握までは行ってあったんですけども、そこから先はなかなか踏み出せなかったということもあって、こういう表現にさせて頂いているんですけども。

【部会長】逆に新鮮でしたし、私も。違和感というよりも、ある種の疑問みたいな。

【委員】初めて知ったので、遣う言葉なのかなと素朴に思ったんですけども、今ご説明聞きました、ああなるほどと思ったんですけども。「推進体制の整備」だと、ずっと頭の中では流れてたと思うんですけども。

【部会長】前回のものと見比べて頂きますとね、皆さんのブレインストーミングですから、非常に川西らしさというか、「進行管理」という言葉もそうなんですけれども、非常に前回よりかなり出てるかなと思いますのは、「女性のエンパワーメントの推進」というのと、皆さんのご意見がたくさんあったということで、6番ができあがってきたんですよ。で、2番というのは、先ほど事務局の方とも事前に話をしていたんですけども、これが基本目標に入って来ている自治体はほぼな

いということで、これは、川西市が女性の環境を整え、ひいては総合計画の、川西市自身のまちづくりにも女性にどんどん出て行ってもらって、活躍し、活性化するまちにという部分にもつながっていくのではないかという意味では、非常におもしろい目標としてドンと掲げていいのではないかという話をちょっとしてまして、あと6番は、川西市の暴力対策基本計画をもとにこういう問題も大事だということで、2、6というのは、少し斬新といいますか、前回も言いましたけれども、目隠ししてどこのプランも一緒というのではなく、少し川西らしさが出てる部分として、私はとらえたんですけれども。他に皆さん、ご意見、基本目標でございましたら。

【委員】部会長がおっしゃった2と6、6については、たいていの自治体が今入れるようにしてるんですね、入れなきゃならなくなったものですから。ただ、2は確かに女性のエンパワーメントというのは、かつてはよく言って、最近むしろ言わなくなってきているという問題があって、その問題というのはあるわけで、だから、こういうふうに出して頂いて、すっきりはしているんですけれども。

【委員】私はやっぱり、2番は非常に大切だと思いますね。それで、県の一番最近に作ったプランでも、女性のエンパワーメントは1番目か2番目にあげてますね、確か。あげてたと思います。だいたいこの六つで、私はいいんじゃないかなと思いますけど。

【部会長】いかがですか、だいたいこの6本で。

【委員】はい。

【委員】番号のふり方っていうのはどうなんでしょうか。

【部会長】そうなんです、それも。何となく優先というかね。

【委員】そうなんです。人ってやっぱり、上から順番に読んでいくに従って、上が一番大事なような気持ちになって。この順番で、今、本当にいいのかなと思って、それを聞いているんですけれども。

【部会長】それは、検討課題に入れておりましたので、今、委員におっしゃって頂いたとおりで、私は、この順番は少し入れ替えた方がいいのではないかとことは思っております。率直なところどうですか、委員としては、1、2、3、4、5、6を入れ替えるご意見をお持ちですか。

【委員】5、6は入れ替えないといけないなというのは思ったんですけど。他の部分が、どこが基本的に重要なことなんだろうかと。市として、一番問題になっていることがやっぱり、一番最初なんだろうかと、それとも、大きくくりをした時の大事な部分を一番に持って来るべきなのか、どちらがいいだろうかと今見てたんですけれど。

【委員】5番と6番は入れ替えた方がいいような感じがしますですね。これら全部踏まえての施策の推進と進行管理でしょうから。あとの並びは、多分今までの並びにほぼのった形で並んでる

んだらうと思うんですけども、それでいいかどうかはここで議論すべきことだと思います。

【部会長】いかがですか、並びは。

【委員】私は、この順番で、5番と6番は入れ替えますけど、あとはこの順番でいいと思うんです。「女性のエンパワーメント」というのは、かなり前から言われていることだけれども、まだ、もうちょっと力を入れて、ここでストップしてしまうといけないということで。そして今やっぱり、課題は男性の生き方も変えるような形で、それこそ男性も女性も責任を分かち合えるような生活のしかたを実現するためにワーク・ライフ・バランスですから。これも中心の課題になってくると思いますね。それから、健康に関する環境づくりですよね。

【部会長】それで、私の意見なんですけれども、1、2、3は一緒なんですね。それで、4、5も、これは入れ替えるんだったかな、なんですけど、この6のね、配偶者等からのあらゆる暴力の根絶という6番ですね、これは4に持ち上げていくというのはいかがですか。

【委員】これは、基本計画として、このプランの中に入れ込むというふうな問題として取り扱われるんですよ、川西市は。本当は別だてで作ればいいけれども、だから、そういう・・・。

【部会長】ちょっとした付録じゃないけれど、付録と言ったらおかしいけれど、プランの中というよりは、本来別枠であるけれども、ここに入れ込んでしまうということですよ。

【委員】もうちょっと言えば、以前であれば、どこかのカテゴリーに入り込んでいたものを、今回、国の方針もあって特出ししたという、そういう感じですよ。

【部会長】そういう意味では、6でいいですね。

【委員】そうですね、順序、男女共同参画白書でね、内閣府の参画白書とも似てるなと思っています。私も、4番と6番の順番で迷ったんですけども、やっぱり、4の8で、「性と生殖に関する健康と権利についての正しい知識の普及促進」と、こういうようなことが入ってますので、これはやっぱり、3番の仕事とか2番のエンパワーメントとか、この辺とも絡んできますので、やっぱり、4番は4番でこのまま置いておいて、6番はどちらかという和家庭というか、プライベートな領域での話でもあるので、それを5番に置いておくのがいいのかなという気がします、上から見ていった時に。

【部会長】そうしましたら、基本目標の順番としていかがですか。

【委員】はい。

【部会長】じゃ、1、2、3、4で6、5ですね。それでよろしいですね。

(「はい」の声あり)

【部会長】それでは、一応、こちらで順番を入れ替えて行きましょう。

そうしましたら、次は基本課題に行きたいと思います。こちら17課題ございますけれども、このあたりも、だいたい一目標について、二つくらいの課題がぶら下がっている形なんですけれども、こちらの方、ご意見賜ればと思います。

【委員】1番と2番なんですけれども、私、広報とか啓発とかは言葉が弱いイメージがあって、教育っていう所に力を入れてもらいたいというのが、何となく思ったんです。施策の方向を見ないで基本課題だけ見た時に、で、教育の方が頭にある方がいいな、順番を入れ替えてもらいたいと思ったんですけれども。

【部会長】それは非常にありますね。これは入れ替えてもいいと思いますね。

【事務局】事務局の方なんですけれども、先ほど部会長からもありましたけれども、今、市の総合計画、今現在策定中で、この男女共同参画プランと同じように25年度からということで今作成中なんですけれども、今回大きな総合計画の中で言いますと、「協働と参画のまちづくり」というのが大きなウェイトを占めてまして、こういう地域分権とか、そういう意味では、市民の役割、コミュニティ、自治会とかNPOさん、事業者、そういった役割ですね、それについても、こういう協働の分を進めて行くというところが大きく総合計画では入って来んです。その辺で、そのようなことをもし入れ込むとしたら、この辺でも少しでも反映できるものがあればいいかなとは思っているんですけれども。

【委員】今おっしゃったのは、「協働」ということがどこかに入るということで。

【事務局】はい。

【委員】ここで言えば、市民参画の所との関係が、1番は強いところですよ。「協働」という件にしては、これは全体を貫くもので、項目出しというよりも、全体を貫く一つの柱みたいなものですよ。だから、どこかの項目にポンと入れるというのはなかなか難しく、強いて入れるならば多分「市民参画の体制整備」の所に入るかどうかというところだろうと思うんですけどね。

【委員】協働というのは・・・。

【事務局】自治会、コミュニティ、NPO等における女性役員の登用促進と。これは登用促進の方ですね、それはね。

【部会長】基本目標5のところですよ。

【事務局】5のところですね。

【委員】政策・方針決定のところの参画促進のところに入れるというのはちょっと違うような感じ

がしますね。

【委員】そういうことも「まちづくり」の概念に入ってきますよね。

【事務局】そうですね、「まちづくり」も入る、大きな概念はまちづくりですね。いろんなこういった市民を含めて、その中に女性の役割というものが、どうしても入ってほしいかなと思っておるんですけど。

【委員】どういう意味合いで協働ってとらえておられます、行政の方は。市民参画とどこが違うかということですが、協働というのは。

【事務局】参画というのは行政に対しての部分で、協働というのはそういう意味では今現在、こういう人口減少社会になってくる中で、なかなか行政だけではすべてのものができなくなると、その中で、セーフティネットの部分だけは、当然行政がという部分があるんですけども、いろんな地域においてですね、そういう市民、広域団体、NPO、そういったところが市の役割の部分を果たしていくというようなことをですね、役割と言ったらあれですけども、その辺で参画していく。

【委員】やっぱり参画ですね。

【委員】子育て支援とかそんなことでも、市民が活躍するっていうようなことですか。

【事務局】そうですね。それも・・・。

【委員】市の肩代わりするっていうことじゃないですよね、協働というのは。

【事務局】そうですね、市がすることは当然市が・・・。

【委員】いや、というよりも、協働というのは、本来的には、一つのことに、それぞれが役割を果たして行くということであって、上下関係とかね、そういうものがあまりない。一つのことに、完全に「これはあんたがやり、これはこっちがやるから」というのではなくて、一つのことを一緒にやる。しかし、その場合は対等関係でやるというのが協働ですよ。だから、当然そこには、市民からすれば参画の要素は入ってくるというのはありますよね。

【事務局】おっしゃって頂いたように、「協働」というのは基本理念的な要素かなと、ちょっと事務局で意見が分かれるんですけども。ですから、基本課題の方に入れるのはちょっと厳しいかなと、私個人は思いはするんですけども。

【部会長】私は個人的には、「協働」って、ちょっと課題としてはちょっと弱いかなと、もっと理念的なものかなとは思いますが。なので、先ほど基本理念、まだ文章はペンディングでしたけれども、例えば「男女平等社会」の所で、「男女平等」と「男女協働社会」とかね。そういう所に入ってくる言葉だと思いますので、課題に入れるには少し、ちょっとあまりにも・・・。

【事務局】具体的なものがね。

【部会長】入れにくいですね。

【事務局】この「広報・啓発活動」という言葉なんですけれども、「広報活動」というのはすごくいいと思うんですけれども、「啓発」という言葉、私自身これを書いておきながら、ちょっと引っかかってるんですけれども、啓発をするという、市が、市民の方に対して啓発をするっていう所がひっかかったりしてるんですけれども、その点、言葉の遣い方はどうでしょうか。

【委員】「啓発」に引っかかるというのは、行政が啓発をやることに引っかかっておられるのか。

【事務局】言葉を遣うことについてです。

【委員】人権教育及び人権啓発に関する法律というのもありますけどね、啓発という言葉は、一方的に与えるみたいな感じで受けとめられるようになってしまっているから、多分引っかかれるんだと思うんですけどね、もともとの意味合いからいけば、啓発は決して押し付けではなくて、自発的にこう開いていく、それを促していくというような感じですけどね。これを、例えば広報活動だけにしてしまうと、どうなるかということですよ。

【部会長】「広報活動」だけでは弱い気がしますね。

【委員】ちょっと弱い感じがしますね。

【部会長】何か違和感をお持ちになりましたか。

【委員】特に。必要だと思いますけど。

【部会長】大丈夫だと思います。

【事務局】そうですか。ありがとうございます。

【委員】「ワーク・ライフ・バランス」のところで、3番目の、「男女共同参画の視点による」という、先ほど何かご説明なさったんですけど、もう一度言って下さいますか。

【事務局】ワーク・ライフ・バランスを例えば、経済界なんかワーク・ライフ・バランスの話をする時には、どうしても経済の効率化とかそっちの方が先に立ってる場合がままあるのかなという印象を私自身が持ってまして、そうでなく、男女で地域社会を築くとか、家庭を築くとかという時には、経済がどうこうという部分ではなくて、まさしく男女平等の視点によるというところで、ワーク・ライフ・バランスを推進していくというふうなことだと思うんですけども、それをちょっときっちりとそういう視点で推進して行くんだということを出すために、入れてみてはどうかと

いうことで入れてみたんです。それと、基本目標のところ、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」ということで、一つ大きく掲げてまして、基本課題のところでも同じ文言を掲げるのは、少し能がないかなというようなことも思ひまして、それでちょっと文言を加えてみた次第です。

【委員】施策の方向のところですけども、5番の「働く場における男女共同参画の推進」というところでは、施策が三つ並んで、女性が働きやすい職場づくりについて1、2、3と並んでると思うんですね。そして、2番目の6のところのワーク・ライフ・バランスは、ワーク・ライフ・バランスの普及・促進って、普及・促進っていうのは、それこそ啓発だけじゃなくて、それを実現するような、具体的なことをやるっていうことですか。普及促進っていうのは、意識の啓発だけじゃなくて、事業所への働きかけとか、そういうことですかね。

【事務局】そうですね。先日、去年11月に実施しました市民意識調査でも、51%以上の方がワーク・ライフ・バランスという言葉自体知らないんですね。まず一般の市民の方に、ワーク・ライフ・バランスという言葉を知っていただいて、それがどういう理想を掲げた言葉なのかというのを理解いただいて、なおかつ、川西市内には大きな企業はあまりないですけども、いろんな事業所に対して、そういうことを実施していくことの意義といいますか、ワーク・ライフ・バランスの必要性でありますとか、またその実施していくノウハウみたいなものは、まだなかなか難しいですけども、そのことも情報提供して行くという、そういう意味での普及・促進というふうなことで、私はとらえていますけれども。

【部会長】そうしましたら、今、委員がおっしゃった、ワーク・ライフ・バランスの普及促進ですね、施策の方向、このことがちょっと言葉足らずかもしれません。前は、ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及促進、考え方だけではまた弱いですし、今、委員がおっしゃたように考え方もまだ普及していない、さらにワーク・ライフ・バランス自身も実現していかなければいけない、両方が読み取れるちょっと表現にならないと、普及促進、意識啓発もまだ川西の場合はちょっと50パーセント以上の方が知らないというのも問題だということなので。

【委員】事業所への働きかけみたいな何か方法みたいなものは。

【部会長】考え方の意識啓発と事業所のワーク・ライフ・バランスの徹底みたいなもの、その両方が入らないといけません。場合によっては二つに分けて書かれるかですね。

【事務局】はい、わかりました。

【部会長】今ちょっと施策の方向にってますけども。

【部会長】はい。

【委員】ワーク・ライフ・バランスは具体的にはですね、それこそ庁内においても率先してやるというようなものも中には施策として入ってくるということですよ。

【事務局】そうですね。それにつきましては、順番が変わりまして6番になりましたけれども、庁内の推進体制とかその辺のところで

【委員】いや、それはちょっと違うと思いますね。

この庁内推進体制というのは男女共同参画の施策を推進していくという、もちろんその一環ではあるんだけど、どちらからという外というあれですけども、市全体に、市民全体に働きかけるものが入ってきますよね。ところが、こういうワーク・ライフ・バランスというのは、例えば庁内でも市のものをつくっていく、それから男女共同参画の女性のエンパワメントもそうですね、女性の登用というものも庁内でやっていくというのも、この中に入ってくるわけで、それが男女共同参画施策の推進のところ新たに6になったところにくるというよりも、それぞれの中に入ってますよね。だからワーク・ライフ・バランスの問題も他の事業所に働きかけるように庁内でもそれを率先してやるという、そういうことも組み込んで考えていただけたらいいと思いますね。

【部会長】今委員がおっしゃっていただいた基本課題6の横の施策の方で庁内のワーク・ライフ・バランス・・・。

【委員】いえいえ、基本課題6のところ、そうですね、失礼しました。

【部会長】基本課題6の・・・。

【委員】中で考えるということですよ。

【部会長】はい、施策の方向の中で入れていくという。

【委員】施策の方向に明記するかどうかは別として、他の事業所への働きかけというのがバンと出てしまって、それ以外の項目がないと庁内の動きになってしまいますのでね、そこだけはちょっと。

【部会長】やはり庁内が推進していくモデルにならなければいけないと。

委員おっしゃったとおり、庁内のワーク・ライフ・バランスの充実がきっちり入って・・・。

【事務局】男性の場合、育児休暇もそうなんですけどね。

【部会長】そうですね。

【委員】基本目標の3は、ワーク・ライフ・バランスの推進でいいんですけども、ここは、言い換えたなら働く場合における男女共同参画ということなんです。セクシャルハラスメントとかパワー・ハラスメントの問題なんかも出てくるので、働く場での男女共同参画の実現ということなんです。そういう意味もあってですね、ちょっと基本課題の7がワーク・ライフ・バランスの推進の中に、基本目標の3の中に入ってるのが、ちょっと違和感がなくもないのでそんなことを言ったんですけども。

【部会長】ええ。

【委員】それと、委員がおっしゃるように、基本目標の3に、働く場における男女共同参画の推進というのが今まで割合が多かったんです。

【委員】多かったですね、そうです。

【委員】ただ、今回特色を出そうと思って、これが前へ出てしまったんでしょうけどね。

【部会長】それと委員がおっしゃた、それだと基本課題7のですね、結局5の中に「働く場における暴力の根絶」が入るわけですよ。そうすると施策の方向に入れるのは弱いんですか。働く場における暴力の根絶、男女共同参画の推進の中の施策として、こういうような暴力の根絶としていくというので、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント防止対策の推進ということ。なんか私もちょっとワーク・ライフ・バランスの中で基本課題三つありますけども、ちょっと一番下だけはなんとなく、ちょっと。

【委員】そういう意味では10ですか、基本課題のね、これまた出てきてますね。

【委員】こっちにも入るものがあるんだろうと思うんですけど、特にパワハラの問題なんかは、かなり意識したからこっちに入ったんでしょうね、3の方に入ったんでしょうね。

【委員】どうなんでしょう、基本目標のところにワーク・ライフ・バランスがボンと出てますね。それと7番の働く場における暴力の根絶はどこまですなりと絡むのかですね、あとワーク・ライフ・バランスっていう言葉が基本目標にもあって基本課題にもあって、また施策の方向にもまた出てくるので、ちょっとなんかやっぱり、先ほど委員がおっしゃったように、5の働く場における男女共同参画の推進の基本目標にちょっと弱いかもしれませんが、それが出てきて、そしてその基本課題の6番が出てきて7番をここに置くのであれば、まだなんとなくわかるんですけども、その基本目標には、ワーク・ライフ・バランスがあってそこに7番働く場における暴力の根絶、ちょっとなんか違う気がしますね。

【委員】働く場における男女共同参画の実現ということが、要するにワーク・ライフ・バランスにつながるからこれでもいいわけですけども、7番はちょっと浮いて。

【委員】浮いて。

【委員】基本目標のところ、基本目標の1番から6番があって、基本課題が1番から例えば今だったたら17番までありますよね。それが対になってなくても、課題は別にいいんじゃないかなと思うんですけど、必ず対になってなくても同じ項目、例えば暴力という言葉がここには3カ所出てますけども、それを別に課題なんだからすべて一緒にできる部分の暴力というのは一緒にあげてしまってもいいんじゃないかなと思うんですけども。全体的には男女共同参画という取りまとめが

あるわけで、それぞれのシチュエーションにおいて暴力っていうのはいろんな形がありますよって、いうことを表現されたくって、それぞれ対になってると思うんですけども、課題は何だと言われた場合に、目標からまず聞きませんので、課題は何だと言われた場合、それをまとめちゃって特に問題はないかと思うんですね。

【部会長】基本課題をもうちょっとじゃ減らすというか。

【委員】この段階では、いわゆるこの目標があるから、この課題を設定しましたっていうことはこの場では必要かと思うんですが、川西市において基本課題は何なんだというところは別にまとめちゃってもいいんじゃないかなと思うので、いわゆる暴力という、ここに三つ出てくる暴力はある意味ではまとめられるとはまとめてはいかががかなと。だから、働く場における暴力をなくしてしまっても、ある意味では若干ニュアンスは変わるかもわかりませんが、さまざまな暴力の根絶というところで一緒にできちゃうんじゃないかなという発想なんですけども。

【部会長】今のご意見いかがでしょうかね。

私も7番はどこかにちょっと振り分けられるかなとは思いますがね。

7の施策の方向、セクハラ・パワハラっていうのは必ず入れておかないといけないので、16の施策の3番として入れ込むことは、言ってみれば大胆にできるということですね。

専門家のお立場で、いかがですかね。こっちにもってきておかしいと思われませんか。

【委員】あのね、たぶん行政の方はね、行政の枠でお考えになるから、たぶんこういう分かれ方になったと思うんですね。つまり府県じゃないから労働行政っていうのがあるわけじゃないんですけども、労働者に対するサービス部門ってありますよね、それといわゆる民生部門なんかの活動と。そうすると働く場における暴力というのは、勤労者を扱う部門の仕事だし、こっちのいわゆる基本目標の4というのはどっちかという民生関係とか衛生関係の方だという分け方があるから、たぶんわざとというか、分かれたと思うんですね。ただ今もおっしゃいますように基本課題だけでみれば7も10も一緒にしても一向に差し支えないということになるんで、ただ施策のときにね、その辺ちょっと注意して分けていただくことが必要かもしれないけども、そこさえ注意していただければ、たぶん10のところに包含してそんなになんか抜けてるやないかという感じにはならないと思うんですね。

【部会長】もしくは7の施策を5の施策に入れるかですね。男女共同参画の推進にセクハラとかパワハラ防止と。

【委員】ちょっとそれは違うと思いますね。

【部会長】違うんですね。むしろ10に入れた方が。

【委員】ええ、私はそういうふうに思いますね。

【部会長】そうですか。

【委員】だからこの環境づくりというのは、さっきも言いましたように職場用じゃなくて、地域というものをかなり思っておられるんですね、行政の分け方からすれば。しかしもう少し広げれば職場環境だってね。4のところに入れても構わないんで、10の方が。

【部会長】10の方がまだ無理がないということですね。

【委員】逆に言えば10のさまざまな暴力の根絶の中には、たぶんセクハラも何も職場だけじゃなくて、ここにはストーカー行為とか性犯罪と書いてあるから、たぶんセクハラもそこに入れてお考えなんだと思うんですけども、パワハラも確かに職場が中心ですけども地域だってないわけじゃないですね、地域の非常に力のある人がパワハラをやるということもありえますから。

【部会長】言葉で括っていくという委員のご発想も結構スリムになるかもしれませんね。いろいろなご意見を皆さんお願いいたします。

基本課題をだいぶんご覧いただいていると思うんですけども、一応基本課題の最初の1番、2番を入れ替える以外ですね、何か入れ替えるところとか特にございませんか。

【委員】入れ替えるではないんですけども、配偶者等のあらゆる暴力の根絶、ここに13番から17番で載ってますよね。これって、しょうがないのかなと思いながら見てるんですけども、基本計画の仕組み的な流れを順番に書いてらっしゃるだけというイメージを、他の部分とちょっとなんか違う、違和感を持ったんですけど、これってもう基本計画だから、こういう書き方になっていくのかなと引っかかっているんです。

【委員】だいたいこういう書き方ですね。

【委員】そうなんですか。

【委員】結局助けるためには、どうしたらいいんだという仕組みはずっと書いてある、順番に並んでるだけっていうイメージがあって。

【部会長】やっぱり6番だけは少し。

【委員】違う色になってしまってもしょうがないのかなという感じを受けました。

【委員】先ほどおっしゃったところなんですけども、DVのところですが、もうこれ以上並べない方がいいのかなとは思いつつ、13番は防止とか予防の話で、14は予防であったり事後的な対策であったり両方だというふうに思うんですけども、15、16になると暴力が起こってしまったからの事後的対策ですね、17はちょっとおいとしまして、加害者をどうするかという、加害者がまた相手が変わったらどうせまたやるみたいな、それでは困るので、加害者に関する事というものは必要なのかなと。それとやっぱり事後的対策というよりも、今後やっぱり、ヨーロッパの流れなんかもそうですが、予防というのか防止、こちらの方も重視していく必要があるのかなと。

【部会長】そうですね、被害者ばかりで加害者側の対策がないと予防ができないですね。

【委員】そうなんですよね。

【委員】加害者の更生というのは大抵入りますよね。更生、甦らせる。

【部会長】項目がたくさんになりますけど、それぞれすごく大事な指摘で、むしろ15、16で被害者の安全確保及び自立支援とか、一つにしてしまうという感じで、新たに16番に加害者側の更生みたいな、それで最後に推進体制の整備ですか、全体の。それでちょっと・・・。

非常に被害者側にクローズアップされすぎてる気がしますね。

【委員】これはまだできあがってはいないですね。

【事務局】そうでございます。基本計画で、今回もまだできあがっていませんので、2回目のクローバーの会さんに聞きながら、その辺ちょっとまた流動性のところはあります。

【部会長】検討、お願いします。いくらでも振り替えできますので、基本課題のところのあとをみていただいて施策の方向の方に移らせていただきます。こちらも順番も含めまして、あと文章表現ですね、見ていただきまして。

【委員】そうですね、2007年ぐらいのOECDの報告書によりますと、イギリスと日本だけが10代の妊娠・出産が増えている、数的にはそんなに多くはないんですけども、野放しにされてる状態ですね。その後、イギリスは随分と施策を打ってますので、おそらく日本だけなのかなという気がするんですけども、実際に調べていきますと、17歳以下でぐっと増えてるらしいですね。そのことを考えますと、学校での性教育というのがすごく必要かと思うんですけど、それは基本目標の4番、基本課題の8番で施策の方向の1に入っているというふうに理解したらいいのか、その性と生殖に関する健康と権利についての正しい知識の普及促進というところに入るというふうに理解した方がいいのか、それともやっぱり性教育とこの辺なんかもボンと出した方がいいのか、その辺がどうなのかなと思いますね。

【委員】8番の具体的施策の中になんか出てたように思いますけど。なんか具体的施策がたくさんあるので、これだけ出すのかという感じですけどね。

【委員】ただ、今、委員がご指摘されてるように、もの見事に学校教育の分が抜けているんです。

【委員】そうですね。

【委員】担当のところを見ますとね、所管が。

【委員】基本目標1の基本課題2の施策の方向の1番には、一応、保育所・幼稚園・学校等におけ

る男女平等教育の推進、男女平等っていうところは入ってるんですけど、ちょっと性教育の話となると平等とはちょっと違ってきますよね。なのでおそらく今後これが大きな問題になってくるかと思うんですけど、性教育が日本では欠けてるというところですね。

【委員】これはあるんですけどね、ご指摘の基本目標の1のこれの中で、人権尊重の観点から性教育を含む男女平等教育を推進する、というのが教育情報センター、なぜか教育情報センターになってるんですが、それはあるんだけど、今おっしゃったような意味がそこで充分こめられるかどうかの問題ですよ。

【委員】そうですね、何ページ。

【委員】20ページ、一番下。言葉がこれでよいのかどうかですよ。

【委員】なぜこういうことを申しあげるかということ、欧米諸国では結局、10代に妊娠とか出産というのは自業自得の域を超えていて、結局そういう人たちがまた貧困化してシングルマザーになって貧困層を作っていて、で結局、国が生活保護等ですごく財政支出をします。だから欧米諸国ではそれは個人的な問題ではなくて社会的な問題として取りあげてるというところがありますので、なんかその辺をポンと思いきって出すってことでまた川西市としては特色も出るでしょうし、ちょっと先に行ってるようなことにはなるのかなという気がするんですけど、細かいと言えば細かい話なんですよ。

【委員】これですけど、あれですよ、教育情報センターにあるときには、まだ実行力がないですね、具体的に。いわゆる学校教育課に下りてこないと実際には現場には反映されないですよ、やっぱり、情報センターにあれば、課単位で書いてあるわけですけども、ね。学校教育課におちないと実行できないでしょう。

【事務局】その辺はちょっと。

【委員】性教育はね。

【事務局】でも、それは教育委員会の中でしたら。

【委員】教育委員会の中の話ですけども。

【委員】この辺が、ほんとはなんと言うか、日本がかなり遅れてるというように思われても仕方ないようなところで、やっぱり中絶大国というふうに言われてしまうわけですね、やっぱり。なので、どこまで腹をくくれるかというようなこともあると思うんですけど。

【委員】それとNHKの教育テレビで見たんですけども、父親と娘の関係で性関係があるという、ものすごく深刻な大きな問題になっているんですよ。あれなんかその被害者はこういうこともあるんだというふうに初めは思ってたというふうに言っていましたけども、相談に行く所っていうのは

今はどこにあるんですか。あの年代の小学生頃からですね、小学、中学、高校生ぐらいなので、どういう所でしょうかね。

【委員】私は、女子大に勤めてますので、学生とそのような話を授業でしますと、まず性教育はほんとにサーッとなでるだけというのを、小・中・高ぐらいで受けてきまして、今は友達との会話ですね、会話とかインターネットでささっと調べるぐらいですよ。だけどやっぱりこういうコンピューターにアクセスできる年齢になってからの話ですので、ほんとに小学校からしっかりと自分の身は守れるようにしておく、あと相談体制とか、ある程度教えておくとかそういうことはほんとに大事なんだと思います。離婚なんか増えてきますと、余計に義理のお父さんと娘とかが出てきますよね。

【委員】そう、そう、そういう問題がね。

【部会長】離婚が増えてるとそのような問題が出てきますよね。その辺の落とし込みが少し足りないということですね。

【委員】伊丹市は、病院の産婦人科の先生なんか学校へ講義に行ってるそうです。そういう時間をつくって。

【委員】仕組み的には、スクールカウンセラーっていう仕組みがありますけどね。

【委員】スクールカウンセラーができるのかどうかはわかりませんが。

【委員】わかりませんが、相談窓口としたらそこでしょう。

【委員】病院の先生が学校へ講義をしに行くということですね。

【委員】そうですね、気づかないですね。

【委員】スクールカウンセラーまで行けたらもう御の字ですね、学生見ても。そこまで学生が相談に行けるっていうとこまで行けたらもういいですけども、そこまで相談に行けないですね。そういうことも考えますと、ほんとに性教育のことは必要だと思うんですね。

【委員】仮に施策の方向として、今おっしゃった基本課題の8のところの施策の方向としてとかぶるのを、このままに置いておくとしたら最低限、学校教育の方の係を具体的な施策の方向のところ、中身の方で出していただかないと抜けてしまうということですよ。確かに20ページのところにあるように11番に書いてありますけども、先ほどもご指摘ありましたように教育情報センターでいいのかということもね、もちろんそこが絡んでもらうのは結構やけども、学校教育課というのは・・・。

【委員】後方支援ですからね。

【委員】だから、何か教育情報センターではいろいろと研究されたり、アドバイスされるのもいいんだけど、実際にやってもらうのは学校教育とか、場合によっては保育所だってあってもいいくらいになるんですけども。

【委員】先ほど委員がご質問なさった、もし子供がこういう状況になったとか、そういう状況に気付いた大人がいるとなると現実的には、教育情報センターに全部いってるんですね。

【委員】そうですか。

【委員】そこが集約してます。

【委員】つまり教育情報センターが一つの相談のね・・・

【委員】はい、窓口にはなるけども、教育していこうというのは、おっしゃるとおり学校教育課になるので、いろんなご相談のほんとに一つにまとめてらっしゃるところは、教育情報センターになるので、もしそういう状態が、持ってらっしゃるお話があれば、見に行ったらっしゃいますね、はい。

【委員】やっぱり、市の職員の方たちっていうか、教育委員会には言いづらいとか、あとやっぱり性教育に関してはすごく抵抗があるとかいろいろとあるかと思うんですけど、今までの性教育でとらえないで、社会的な問題になってきてるんだとか、そこまで踏み込んで言う性教育がやっぱり必要だと思いますね。だから、内容まで伝えるようにすることが大事だと思うんですけど、寝た子を起こすみたいなの、それだけで終わるんじゃなくて、そうじゃなくてほんとにこういう大きな問題なんだっていうことですね。そうすると随分と性教育への抵抗も変わっていくかと思うんですけども。

【委員】その辺の具体的な施策のところ。

【事務局】そうですね、今ちょっと現状を踏まえながら、その部分が従来から抜けてるというご指摘ですので。

【部会長】ですので、45ページですね、現状と課題の部分ですね、教育との連携が全く。

【委員】何回か話題になっているように、デートDVの件もね、そういうところの教育をしっかりとしていると、私は少なくなっていくと思うんです。だから、やっぱり力を入れていただくと、そういうDVもね、なくなっていくんじゃないかなって。それを絡めてお話していただければいいなと思うんですけども。

【委員】全部に目を通せてないんですけど、インターネットにおける性犯罪の部分というのがありますよね。そのところが、施策とかそういうのに何も出てきてないと思うんですけども、正しい知識を、インターネットを利用すること、例えば携帯を利用することが性犯罪を防止していく部

分になるというつながりが絶対あると思うんですけど、そういう教育的なこともできたら考えていってはどうかかなと思いますが、先ほどおっしゃいました相談窓口という、例えば相談したとしますよね、自分のアドレスで相談したとしますよね、それを引っかきにくるやつがいっぱいおるわけですよね、そういったことがあるんで、そこが何らかの形で盛り込めたらなというふうに思うんですけども。

【部会長】今のインターネットのご指摘は本当に大事だと思いますね。

【委員】なんとかリテラシーが出てましたね、それと同じように情報リテラシーを。

【委員】22ページのところに、メディアにおける女性の人権尊重を進めるための啓発・学習というのは書いてあるんですけどね、ただメディアにおけるというどうしても新聞とか雑誌とかそっちの方が普通年頭に感じてしまうんで、広くは今おっしゃたようにね、インターネットも含めてのことなんでしょうけど、しかもこれはどっちかと言うと管轄からいけば、社会教育の領域のところにはこれは出てくるんで、もちろんこれは大事なんですけども、あまりにも学校をたくさん書いてるとまた抵抗が出てくると思うんですが、その辺どうするかという問題ですよ。

【部会長】インターネットによる性犯罪について少しちょっと踏み込んでいけたらなと、ご検討ください。

他の施策の方向のところ、この施策の体系全体でご意見ご質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

【部会長】あとちょっと30分ぐらいなんですけども、一応、こちら、皆さんに目を通していただいて、だいたい皆さんとコンセンサスを取ったということで、少したたき台全体をですね、皆さんに見ていただきたいと思います。

まず、9ページなんですけれども、基本理念ということで、こちら、もう少し文書を工夫することで止まってますけども、重点課題というのを事務局の方であらかじめご提案いただいております。この四つなんですけれども、こちらについてのご意見、もしくはちょっと足してみたらいいんじゃないか、これはもうちょっとこうしたらいいんじゃないかという、そういうご指摘賜ればと思います。これは、委員が先ほどおっしゃった、例えば暴力というものを一つにまとめた重点課題ですね。結局、課題でばらけている言葉を集約してるという重点課題、委員のご意見も尊重されるかなとは思いますが、一応、子育て、再就労、暴力の根絶、条例と、四つが重点課題とあがってるんですが、抜け落ちてるものは何かございませんか。

【委員】私、西宮の審議会員をしてるんですけども、西宮市の意識調査なんかから出てきますのは、就職が、すごく女性の方で再就職したいんだけど、やはり子育てと、あと介護ですね、介護がどうしてもネックになっている部分があるというのが明らかになっているので、男女共同参画の子育て・介護支援、これが必要かなという気がします。

【部会長】ありがとうございます。

【委員】細かいですけども、女性の再就労支援であって就労継続ではないんですね。再就労に重点を置いておられるという感じですね。ここはほんとはもう、M字のカーブを作らずそのまま台形カーブにいけば一番いいんだけど、これはもうM字を前提にしているということですよ、そういう理解でいいですね。

【委員】継続雇用っていうのは、括弧の中に出てくるんですかね。

【委員】前には出せないですね。例えば、女性の就労・継続・再就労支援・介護ですね。

【委員】女性の就労支援でいいんじゃないんですか。

【委員】就労支援、「再」は要りませんよね。

【委員】そうすると、だけど括弧を変えないとダメですよ。

【委員】希望によるは要らないですね。

【委員】なくてもいいですよ。

【委員】希望者は年々増えてるんですからね。

【委員】これはあえてつける必要はないですね。

【委員】継続雇用の保障を前に出してきた方がいいですね。

【委員】継続雇用の保障と非正規雇用の正規雇用化を含む。

【部会長】事務局の方、よろしいでしょうか。

【委員】はい。

【部会長】他にご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

【部会長】そうしましたら、次のちょっと10ページを開けていただきまして、一応、計画の期間ということで、我々は答申を出すのは10年後というと、どういう時代になってるか、平成34年ということで、間に見直しが2017年、平成29年ということでございます。それで、この基本期間の期間なんですけれども、それを頭に置いていただいて、69ページなんですね、答申としてなるべく数値目標ということでですね、69ページに評価指標を答申に含むのも一つの案かなとい

うことで、今まではこういうことはしておりませんが、今回は入れていこうかと計画中なんです、ちょっと現状と目標を見ていただきますと、目標値が平成34年、いわゆる10年後の、これはちょっとですね、長すぎるんですね。その辺、皆さん、やっぱり5年の目標で少し考えるという方向でよろしいでしょうか。ちょっと10年後っていうのは少し。

【委員】次、調査をするならば、タイミングっていうのは、計画はあるんですか。

【事務局】やっぱり次、5年後です。

【委員】やっぱり5年後。

【事務局】ただ、政策課の方で毎年、市民実感調査をやっています。その時には必ず性別役割分担意識とかの質問項目は入ってます。それは、毎年やっております。

【委員】5年経てば見直し作業されるでしょうから、今おっしゃったようにここがあまり先にやりすぎると、ちょっと見直ししたときに役立てないということなので。

【部会長】それではどちらも5年の変更でということ。

【事務局】評価指標の方も、この指標でいいかということもですね。

【委員】そうですね。

【部会長】ちょっと皆さんに評価指標の方もお願いしたいと思います。

【委員】もっとたくさん出したいですね。

【事務局】ただ、毎年毎年というのは、なかなか調査するのは難しいですから、政策課の実感調査なんかは毎年するんですけども、すべての項目を実感調査であげることはできませんので、その辺で5年についてはまた意識調査をして、その分は分かってくることなんです。

【部会長】目標を一つ出して、一つは少しシンプルすぎると思うんですね。

【委員】そうですね。

【部会長】いかがですか。もうちょっと評価指標ふやしたらいいとか、その辺ご意見は。

【委員】私は、数学で見るのが大好きなんです。

【部会長】そうですね。

【委員】だから、こういうのが出るとすごい嬉しいですね。なんか実感で肌で分かるっていうのじゃなくて数字で分かるっていうのが嬉しいなと思って見てたんで、いただいたときに見てたんですけども。そうですね、もう少しもしお調べできるなら、アンケートをもっとたくさんいただけるのなら、もっとあってもいいなと思います。

【委員】教育委員会なんか非常に難しいかもしれませんが、いろんな市町や県が出してるのは、教頭・校長の割合を増やすとか、庁内の管理職、女性の管理職をもっと増やしてほしいとか、いっぱい丸つけてる、もうほんといっぱいありますけどね。

【部会長】70ページから77ページの、これであともう少し、一つの基本目標に対して三つぐらいは頑張ってもらえると、 $3 \times 6 = 18$ ですか。

【委員】それとやっぱり市庁舎がモデルになってワーク・ライフ・バランスを実現したいというのであれば、男性の育休とか介護休業を取得するパーセントを出さないと男性も取りにくいですから。

【委員】数はあれなんですけども、目標に対しての数値なので本来、課題だとか施策に対する達成率であるはずなのという感があるんですけど。

【委員】それと農業委員会なんかに女性が入ってますか、川西市は。

【事務局】いちばん少ないところですね。

【委員】ゼロ。一人はおられるんですね。全然ない。

【委員】JAの女性のなんかで1人は入ってらっしゃいますね。
極めて少ないですね。

【委員】少ないですね。

【事務局】農業委員会は1人だけですね、17人中1人だけですね。

【委員】1人だけはおられるんですね。ゼロのところなんか20年何年かまでにゼロをなくすと言って、県は目標を出してました。家族協定なんかをどれくらい提携してるのとか。農業関係でやっぱり活躍してらっしゃるのは女性だと思うんですけども、役職、それこそ立案のところ、政策立案のところ顔を出されてないので、その辺の数値の目標値にあげられると。

【委員】基本目標4の妊娠から出産、産後の保健・医療サービスについて満足している母親の割合っていうのが、評価目標にあがってますけど、既にもう70.4パーセントです。もっと大事なことがあるんじゃないかと。例えば、私でしたら学校での性教育の方が大事と思っている人の割合とか、もしも性教育のことを4番に入れるのであればですね、もっと目指さなきゃいけないところはしっかり出す方がいいと思います。

【部会長】委員のおっしゃる通り、70パーセントとはまあいい数値ですから、それ以外のところもちょっと。

【事務局】基本目標4につきましては、なかなかこないだの11月の調査からでは一つもここに該当するようなものはありませんでしたので、他の担当で調査してるようなのを引っ張ってきたので、確かに高すぎますので考え直します。

【委員】これ、病院っていうか、婦人科が少ないイメージからの基本目標なんで、ここの場所ではちょっと違和感があると思います。川西市はどうしても少ないもんですから、婦人科が。そういうことからくるイメージがどうしても。それと、あと委員が先ほど農業のお話をおっしゃったので、基本的にこれから地域、地域と言ってる割に地域の女性たちはなかなか表に出てこれられないし、あれはなんとかならないか、させていただけたらというような気がします。そういうことも目標に出していただけないのかなと思うんです。市が協働で地域と手を結んでいろいろとやっていこうというところに集まれる方はほとんど男性で、女性がすごく少ないというふうに聞いておりますので、ただああいうところにも女性の意見が反映できるようにしていただきたいと思います。

【事務局】具体的に言ったら、なんかありますか。

【委員】そうですね、コミュニティの会長とか自治会の会長とか、今そういうのがかなり少ないですね。

【事務局】コミュニティの会長はだいぶ増えてきました。

【委員】増えてきましたか。

【事務局】はい。3人ですね。

【委員】3人になりましたか。去年まで一人やったのに。

【部会長】じゃ、その辺の数字をぜひ、ね。

【事務局】そうですね。

【部会長】そういう具体的な、先ほど委員がおっしゃったように数字が変わっていくっていうのは……。ちょっと評価指標の項目を大胆かつ増加していただいくということをお願いします。

それとですね、すべての基本課題に関係があるんですが、17ページを開けていただきまして、一番最初の基本目標の基本課題1というところなんですが、17ページですね、具体的施策ということで細かくたたき台ではあがってるんですが、答申にこれを入れ込むかどうかということなんです、ここまで細かく。答申はあくまでシンプルにということと基本課題の基本目標を充実させるということです。基本の具体的施策ももちろん見るんですけども答申に入れ込むかどうか、皆さん

どうのご意見をお持ちでしょうか。これが入ることによってページ数がですね、例えば20、21、22、23までですかね、かなり枚数が増えてるんですね。

【委員】ここまで答申では入れないですね。

【部会長】そうですね。

【委員】こっちの答申に基づいて行政の方ですね、具体的にこのようにされるということが普通ですよ。我々にはこんな細かいところまでなかなか分かりにくいところもあるし、答申を受けて行政の方が計画をお作りになる、そういう順序であれば今おっしゃったように必ずしもこれを入れなければいけないということではないと思うんですね。答申なしでね、もういきなり行政がここで我々の意見を聞いてもうお作りになると、我々は答申しないというんだったら、これでいいのかも知れませんが、答申、それに基づいての行政の計画という順序を踏まれるのであれば、その具体的施策の、特にこの割当てのところは必ずしもなくてもいいということでしょうけど。ただ、出しておいていただいて意見を言うのは構わないことで。

【部会長】そうしましたら、むしろ、もしお時間、あのご足労ですけれども、たたき台、次の修正版を作ってください時は、この具体的施策だけ別冊子っていうかですね、ここに入れなくて、答申用としても基本目標、基本課題のものと、ちょっとこういうものを具体的施策で考えるという、二つに分けて、我々も見やすいかなと思います。もし、できましたら、そういう感じをお願いしたいと思います。

【事務局】はい。

【委員】今、部会長のおっしゃったことと関連するんですけど、今の文章のスタイルは、行政の計画そのものの文章のスタイルになっているんですね。答申の方のスタイルになっていない。

【委員】だから、答申のフォーム、文章だと、ちょっとまた表現がいくつか変わってきますけども。

【部会長】ありがとうございます。

【事務局】今回、ちょっと具体的施策を入れさせていただいたのは、前回までの後期基本計画が、具体的な施策が、160何カ所かあるんですけども、とりあえずこれを基本施策の中に埋め込んだという形なんですけども、事務局としては、ちょっとこれ、具体的施策が多すぎるんじゃないかという実感的な思いがあるんです。その辺が一緒にできたり、その辺もう少しく、もしご意見いただければ嬉しいと思ひまして、その辺をちょっとつけさせていただいております。

【部会長】そうしましたら、次回までに、具体的施策の整理を、皆さんも、ちょっと割愛できるもの等、また少し眺めて、また来月ご意見賜ればと思います。

【委員】この一冊の厚さ、このページ数っていうのは適当なんでしょうか。これがちょうどいい、

読みやすい数字なのかなとか、そういうこともちょっと考えたいなと思って読んでみてたんですけども。書いてらっしゃる中で、いろいろ表とか図なんか載ってるんですけども、とっっても見にくいものもあれば、見やすいものもあって、そういうバランスも考えたものをつくっていただきたいなと思うし、やはりパツといただいて、ざっと、きっちり読めるようなものにしてもらいたい。それだったら薄いものっていうわけでもないし、その辺のバランスって、これ、どこの市も、この程度の厚みの冊子になってるのかなっていうのはちょっと引っかかってたんです。

【事務局】他市と比べまして、川西市は非常に分厚いものだと思います。ちなみに、明石市とかでこんな感じですね。ですので、もう少しスリムにした方がいいと思います。

今回の調査のグラフとか入れてますけども、まだ、中間報告をこの間お示しをさせていただいて、まだ、最終の報告書もできておりませんので、手元にある資料だけでちょっと入れましたので、だいたい見にくくなっておりますけれども、その辺も見やすいようにはさせていただきたいと思えます。

【部会長】本日は、かなり基本理念とですね、六つの基本目標の方を皆さんに、基本課題、施策までご議論いただきまして、時間になってまいりましたけれども、全体を通して、皆さん、ここが足りてないというところは何かありませんでしょうか。

【事務局】部会長、すみません。

【部会長】どうぞ。

【事務局】基本理念のところですけども。

【部会長】次の所で止まっていますね。

【事務局】はい。

【部会長】一応、先ほどの皆さんのご意見のところ、「個人の尊厳を大切にし、一番長い方で言いますと、「家庭・地域・職場の責任を分かち合いながら、生き生きと暮らすことのできる男女平等社会の実現」というものがございまして、あと、「個人の尊厳を大切にし、責任を分かち合いながら生き生きと暮らすことのできる男女平等社会の実現」と、まあこの二案くらいが残ったかと思えます。どちらがよろしいですかね。

【委員】どちらでも結構です、多数で。

【部会長】どちらでもよろしいということであれば、まあ事務局の方で少しお考えいただいて、どうですか。もうこの場で我々もう決めることも。

【事務局】ちょっと長いようで「いきいきと暮らすことのできる」というのを「暮らせる」、「暮らせる男女同参画社会の実現」とか。

【委員】行政の意気込みとか思いとかが反映できればね。

【部会長】皆さま、いかがですか。「暮らすことのできる」か「暮らせる」か。

【委員】良いですね、別に。「暮らせる」っていうのは、「暮らすことができる」とは同じですから。男女平等社会の実現なんていう言葉を遣っている他のいろんなところの計画書はあんまり見たことはないですね。

【委員】ないですね、はい。

【委員】はっきりしてて良いですけど。男女平等社会の実現っていうのは、ジェンダー・イコリティ・ソサイテーター。

【部会長】ニュアンスの問題なんですね、暮らせる、暮らすことのできるというのは。

【委員】暮らせるの方が、実感があるかもしれませんね。

【委員】暮らすことのできるは、文語調ですね。

【部会長】暮らせるですね。

【委員】家庭・地域・職場もこだわりませんから要らなかつたら要らないで。

【委員】すごく細かいことなんですけど、分ち合うは、これ「か」はいらんいですね。分けるだと、「ける」になりますけど、分ち合うの場合は、このままでいいんですか、すみませんちょっと。

【委員】すみませんちょっと、国語辞典で調べていただいて。

【委員】大事なところですからね、はい。

【部会長】自分では、「か」を入れてますね。要りそうな感じですね。

【委員】両方遣えるのも時々ありますから、どちらでも、良いなっていうようなのね。

【事務局】間違いと思われてもかなんから。

【部会長】それで、ちょっと家庭・地域・職場の、事務局もゴロでこうちょっと考えていただいて、まだ直せる訳ですよ。

【事務局】はい、そうですね。

【部会長】それで、あと「か」のところと、「暮らせる」はちょっと、シンプルにということをお願いします。

はい、では本日は長時間、ありがとうございました。

【事務局】ちょっと、最前線の現場を預かるセンターからなんですけれども、2点だけ、施策のところに、先ほどやっぱりかなり川西はボリュームあるっていうお話がありましたので、センターは、今の施策に基づいてもう出来る限り、この限られた中でやっていますが、やっぱり川西の現況というのがあると思うので、川西の現況からこれからへ向かっての特徴が盛り込まれていく、それが総花的でなくてもいいのかなと思いますので、その辺よろしくお願ひしたいなと思っていますのと、もう1点はですね、DVに関して、クローバーの会さんの話を聞かれるっていうことなんですけど、それを、ちょっと今日初めて知ったんですけども、DVに関してセンターの事業として、女性のための相談を持っております。で、私どもはその取り次ぎをしているのですが、一番その状況をよくご存知なのは、女性のための相談の専門相談員の方たちなので、私どもが指定管理に入る前から、ずっとかなり長くやっておられるので、そのお二人のお話も是非とも聞いていただく機会を作っただけいたら、今の現況、それから、これからに向かってきつと、かなりサジェスティブなお話が聞けるんじゃないかと思ひますので、そのことをできれば。

【部会長】もしできれば、3月22日、よろしければね。

【事務局】そうですね。ちょっとまた調整をお願いできれば思ひます。よろしくお願ひいたします。

【部会長】よろしくお願ひいたします。

【事務局】うちの方も、子育て・家庭支援課の方もね、そういった分では、DV等、児童虐待に絡んでDVもやっていますので、その辺の部分で声を掛けさせていただいてよろしいでしょうか

【部会長】はい、なるべく現場の声をたくさん踏襲した方が、具体的になって行くと思ひます。他に、ご意見ないでしょうか。

(「なし」の声あり)

【部会長】本日はどうも長時間にわたりまして、皆さまありがとうございました。

そうしましたら、一番冒頭に申しましたように、来月、3月22日ですけれども、基本目標を一つひとつ落とし込んで、皆さんとご議論していきたいと思ひます。それで一応予定としましては、クローバーの会の方とか、センターからご紹介ありました、いろんな相談員さんの方とか、調整ということで、一応基本目標1、2、6ですね、ちょっと先に6の方を、ゲストと言ひますか、という感じで先に決めていただき、そのあと、まだ日にちは決まっておりませんが、第2回目で3、4、5ということで進めて行きたいと思ひしております。それで、ちょっとメモをお願ひしたいんですが、

一応3月22日、6時半より、7階の大会議室が、今度皆さんと開催場所の会議場がございますので、ここではございませんで、もっとアットホームになるかと思っておりますので。7階の会議室を小ちゃく小分けにしてくださるそうですので、よろしく願いいたします。事務局の方も何かございませんか。よろしいでしょうか。

【事務局】はい。

【部会長】では、これをもちまして、第1回の作業部会を終わらせていただきます。皆さんお疲れさまでございました。ありがとうございました。